

取扱注意

報告・供覧

大 臣 官 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官 山下洋信	保 存 期 間 <table border="1"> <tr> <th>1類</th> <th>2類</th> <th>3類</th> <th>4類</th> </tr> <tr> <td>(永久)</td> <td>(10年)</td> <td>(5年)</td> <td>(1年)</td> </tr> </table> 起案 昭和 元年 12 月 日 完結 昭和 年 月 日 起案者 番匠 電話番号 2416	1類	2類	3類	4類	(永久)	(10年)	(5年)	(1年)
1類	2類	3類	4類							
(永久)	(10年)	(5年)	(1年)							
同 覧 先 口籍印中台										
下記の件に関し、別紙のとおり報告・供覧します。										
件 名 被爆者援護法										
(別紙の要点等) 1 全野党が参院に対し共同提案作「原爆被害者援護法案(被爆者援護法案)」を厚生省に通し入れた。 2 同法案の概要 (1) 同法案は、国の不法行為責任に基き国家補償を基本理念 (2) 被爆者の遺族に対する特別給付金の支給を提示 (3) 被爆者全員に対し、障害の有無に拘らず年金の支給 (4) 施行に要する経費は、現行(約1200億円)の2倍(2370億円)を概算										
GA 7 (昭和33. 4. 1改正)	外 務 省 同覧番号									

現行原爆二法と原爆被爆者等援護法（案）の対比

	現行原爆二法	原爆被爆者等援護法案（野党提案）
1 性格	広い意味における国家補償。	不法行為に基づく国家補償。
2 対象者	被爆者。	被爆者、二世、三世、被爆者の遺族
3 内容		
①手当の支給	○健康障害等のある被爆者に対し、各種手当を支給。 ・認定疾患にかかっている者 医療特別手当 115,600円/月 (元年10月～)約2,000人 ・その他の障害を有する者 健康管理手当 28,400円/月 (元年10月～)約232,000人 ○一部手当を除き所得制限あり。	○認定疾患にかかっている被爆者に医療手当を支給。 80,000円/月 (対象者約2,000人) ○所得制限なし。
②年金	支給しない。	○すべての被爆者に対し、被爆者年金を支給。 28,400円/月 ○障害のある被爆者に最高588,900円/月の障害年金を支給 ○所得制限なし。
③弔慰金 (特別給付金)	支給しない。	被爆者の遺族に120万円の記名国債を支給(10年償還)
④医療	被爆者に対し、医療費を支給。	被爆者、二世、三世に対し、医療費を支給。
⑤健康診断	被爆者に対し、健康診断を実施。	被爆者、二世、三世に対し、健康診断を実施。
⑥原爆援護ホーム 等施設	予算措置で対応。	法制化。
4 経費	1,219.4億円 (元年度)	2,370億円 (提案者推計)

野党提案の被爆者援護法案の問題点

I 戦争責任に基づく国家補償を前提にしている。

野党提案の被爆者援護法は、不法行為責任（①違法な戦争を開始、遂行した責任、②国際法違反の原爆投下に対し補償を放棄した責任、③原爆投下後被爆者を放置した責任）に基づく国家補償を基本理念にしている。

しかしながら、戦争被害については、当時の国民すべてが何らかの形で犠牲を余儀なくされており、仮に、被爆者について戦争責任に基づく国家補償を認めるとすれば、他の戦争犠牲者に対する補償も行わねばならなくなり、際限がなくなるおそれがある。

現行の原爆二法は、原爆放射能による健康被害という他の戦争犠牲者にはみられない悲惨な結果に着目して、単なる社会保障の枠を超えて（広い意味の国家補償）対策を講じるというのが基本的考え方であり、戦争責任によるものではない。

II 被爆者の遺族に対し特別給付金（弔慰金）を支給することとしている。

1、現在の被爆者対策は、原爆放射能による健康被害という他の戦争犠牲者にはない特別の事情にある者に対して、医療等の給付を行っているものであり、このような状態にない原爆死没者の遺族に弔慰金を支給することは一般戦災者との均衡を失する。

2、被爆後44年もたった今日、死没者の状況（どのような状況で被爆したか）、遺族関係等の確認は困難である。

III 被爆者全員に、障害の有無にかかわらず年金を支給することとしている。

現在、障害のある被爆者に対しては、その実態に即して、各種手当を支給しているが、障害の有無にかかわらず、被爆者というだけで、全員に年金を支給することは、他の戦争犠牲者に比して不均衡を生じるだけでなく、社会保障全体との関係においても、著しい不均衡を生じる。

（注）提案者の推計では、所要経費は平年度で約2,370億円であり、巨額の財政負担となる。
（平成元年度政府原爆被爆者対策予算額 1,219億円）

原爆被爆者対策の概要

(平成元年度予算額 1,219.4億円)

1. 被爆者数

356,488人 (平成元年3月31日現在)

被爆者=当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人、2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人、被爆者の救護等に従事した人、当時これらの人の胎児であった人

2. 被爆者対策の経過

- 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(原爆医療法)の制定(昭和32年)
- 原爆医療法の一部改正(医療手当の創設→後に原爆特別措置法へ移行)(昭和35年)
- 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(原爆特別措置法)の制定(昭和43年)
- 原爆特別措置法の改正(現在の内容に各種手当を再編)(昭和56年)

3. 医療等の給付(原爆医療法)

(282.8億円)

- 認定疾病医療(原爆放射能に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付) (1.7億円)
- 一般疾病医療(認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給) (247.1億円)
- 健康診断 (34.1億円)

健康診断を全額国費で年2回実施(希望者にはさらに2回実施)

希望者に対し、がん検査を実施(63年度より)

4. 諸手当の支給(原爆特別措置法)

(875.4億円)

	支給額	受給者数
医療特別手当(原子爆弾の放射能が原因で病気やけがの状態のある人に支給)	月額 115,600円	1,963人
※特別手当 (上記の病気やけががなかった場合支給)	月額 42,600円	1,699人
原子爆弾小頭症手当(原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人に支給)	月額 39,800円	26人
※健康管理手当(一定の障害がある人に支給)	月額 28,400円	229,567人
※保健手当(2km以内で直接被爆した人等に支給)	月額 14,200円	21,079人
	(身体障害者等は 月額 28,400円	2,281人)
※介護手当 (障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合に支給)	月額 39,400円以内	年間 4,505件
※家族介護手当(重度障害者で、家族に身の回りの世話を受けている場合に支給)	月額 12,100円	年間 28,536人
葬祭料(被爆者が死亡した場合、葬祭を行う人に支給)	127,000円	年間 6,353件

- (注) 1. ※をつけた手当には所得制限がある
 2. 支給額は平成元年10月からのもの
 3. 受給者数は、昭和63年度末現在の状況

5. その他(予算措置による)

- 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業(奉仕員21名)、原爆被爆者相談事業(相談員18名)
- 原爆病院(2カ所)、原爆養護ホーム(4カ所)の施設・設備整備、運営に対する補助等
- 遺族の慰霊式への招待、慰霊式への補助
- 原爆被爆者健康管理施設の施設、設備整備に対する補助
- 調査研究(放射線影響研究所に対する補助等)
- 多数の被爆者老人を抱えている地方公共団体の医療費負担の緩和(老人保健事業推進費等補助金を交付)

原爆被爆者対策基本問題懇談会 意見報告（概要）

昭和55年12月11日

一 原爆被爆者対策の基本理念及びその基本的在り方について

第一 基本理念

- 1 戦争という非常事態のもとで、国民が何らかの犠牲を余儀なくされたとしても、それは国をあげての戦争による「一般の犠牲」として、すべての国民がひとしく受忍しなければならないものである。
- 2 しかしながら原爆被爆者の受けた原爆放射線による健康障害は、一般の戦争損害とは一線を画すべき「特別の犠牲」であり、広い意味における国家補償の見地に立って、被害の実態に即応した対策を講ずべきものと考える。
- 3 しかし、広い意味における国家補償の見地に立って対策を講ずるといっても、戦争遂行に関し、国の不法行為責任を肯認し、賠償責任を認めるという趣旨ではなく、放射線による健康障害について、原因行為の違法性の有無にかかわらず、その被害に相応する補償を認めるべきだという趣旨である。
- 4 また、ほとんどの国民が何らかの戦争被害を受けている実情のもとでは、被爆者の犠牲が特別なものであるとしても、その対策が、他の戦争犠牲者に対する対策に比し著しい不均衡が生ずるようであっては国民的合意は得られない。

第二 基本的在り方

- 1 一律平等総花的な対策を進めることは、必要性の高い被爆者に対し適切な対策をとることを困難にするとともに、一般戦災者との不均衡を

きたす。被爆者といっても放射線障害の程度に差があり、対策の必要性も異なる。今後の対策は、画一に流れることを避け、その必要性を確かめ、障害の実態に即した対策を重点的に実施すべきである。

- 2 弔慰金、遺族年金等の支給については、他の戦災者との均衡上問題があり、社会的公正を実現するゆえんとはいえ、国民的合意を得ることはむずかしい。
- 3 これまでの被爆地域との均衡から地域拡大を行うことは、新たな不公平を生み出す原因となる。被爆地域の指定は、科学的・合理的な根拠のある場合に限定して行うべきである。

第三 内容の改善

- 1 原爆二法による給付や予算措置による各種施策は、他の戦争被害者に対する措置と対比して、国としては、それ相応の配慮をしてきたものといつてよい。
- 2 被爆者に対しては、放射線障害の実態に即し、適切妥当な対策を講ずべきである。例えば、多量の放射線を被曝した者に対しては、各種手当の支給等に引き続き努力すべきである。
- 3 原爆放射線の身体的影響、遺伝学的影響等については、研究体制の整備充実を図り、さらに研究を重ねる必要がある。
- 4 種々の不安を感じている被爆者に対し、国は被爆者相談事業の充実を図るべきである。

< メンバー >

大河内 緒方	一 男	（東大名譽教授）
○ 茅 誠司	一 彰	（NHK解説委員）
久保田 きぬ子	誠 司	（東大名譽教授）
田 中 二 郎	きぬ子	（東北学院大学教授）
西 村 雄 雄	二 郎	（元最高裁判事）
御園生 圭 輔	雄 雄	（元フランス大使）
	圭 輔	（原子力安全委員会委員）

放射能の傷跡いまでも 国の補償責任明確に

援護法に被爆者熱い期待



日赤広島原爆病院に被爆者を見舞う土井委員長(8月4日)

ヒロシマ・ナガサキの被爆者たちにとって悲願ともいえる「被爆者援護法」の審議が五日から参議院で始まった。与野党逆転の参議院に全野党が共同提案したもので、十五日にも参議院での成立が見込まれている。一九七四年に社会党が提案してから十五年、平均年齢が六十三歳となり、高齢化する被爆者たちにとって、同法案の成立にかける期待は切実だ。もうこれ以上待てない」と要請に熱いまなざしを送る広島市の被爆者たちの声を届けよう。

「この方から強い光がさし、いま広島市原爆被害者の会に集った方、政府は一刻も早く援護法を制定し、被爆者の生活に光を照らすことだ」と、被爆者の代表者として参議院に共同提案した山本太郎議員は、参議院で審議が始まった五日の午後、記者団にこう訴えた。山本議員は、被爆者援護法の制定を、被爆者の生活に光を照らすことだ」と、被爆者の代表者として参議院に共同提案した山本太郎議員は、参議院で審議が始まった五日の午後、記者団にこう訴えた。

全野党で可決めざす 参院



「援護法を賛成はよという政府は誤り」と警告する山本議員

参議院で審議が始まった五日の午後、記者団にこう訴えた。山本議員は、被爆者援護法の制定を、被爆者の生活に光を照らすことだ」と、被爆者の代表者として参議院に共同提案した山本太郎議員は、参議院で審議が始まった五日の午後、記者団にこう訴えた。



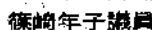
提言

世界が大きく動いている。日本の政治も大きく動きそうだ。そのためには、政治の刷新が必要だ。社会党は米国内の政・財界とも太いパイプを持ち、自党の「平和戦略」をしっかりと説明することだ。大胆に誠意をもって、多少の出血はあるかもしれない。しかし、日米新時代を築く気

和田八束氏（立教大学教
ており、一部問題があると
連九法案を出されたことに
には現状に

国家補償は当然

質問、答弁とも熱こもる



た。

普及版の特徴は、文中で具体的に「ジョンとて練りつける」という場面が、援護法はこれを改める

三原則を堅持し、非核平和外交に徹することが必要。国が被爆者に償うことは、世界に非核政策を宣言することにもなる」(深田誠)などと答えた。

このほか、①現行法は生存被爆者への対策が柱で、死没者や遺族に用意する表わさず感謝も示してないが、援護法はこれを改める

ものか②一般戦争犠牲者との関係はどうか——などと。ただしたのに対し、発議者側から「現行法の不備を改めるのが援護法だ」「一般戦争犠牲者についても国家補償の援護法を求めていくが、原爆被害の特殊性にかんがみ、まずは被爆者援護法を制定したい」などの答弁があった。

分かりやすい普及版完成

「新しい政治への挑戦」の「オンブズマン制度」――私たちの抱負と責任の普及版（A5判、三十四頁、定価三百円）が、このほどできあがった。

普及版の特徴は、文中で繰り返す「」という趣旨から、「土井提言を語る会」などで出された学者文化人の「私のひとこと」も掲載されて、理解を深める手がかりを提供している。

普及版の特徴は、文中で繰り返す「」という趣

ご希望の方は、社会党

の各県本部
機関紙局業務

新しい政治への挑戦

運動にはすみ
審議を傍聴していた高橋
友一・総評被爆連事務局長
長の話 一九七四年に四野
で共同提案して以来、十
五年間の苦労がようやくこ
とで何とかなるかと感無量
だ。参院だけの可決でもイ
ンパクトは大きい。授議法
制定運動に弾みがつく。
あとは衆院だ。何として
半数割れに
力を挙げ、
地
社会党の
方自治制
長は四日
審議会の小

東西協調の時代へ転換

米ソ首脳会談に関する山口書記長談話

調印するの欧州通常兵器削減条約の来年調印の化學兵器廃棄に関する台意など、軍縮と緊張緩和のための多面的に推進されていくこととなく、各国が独自性をもちながらも欧州統合に向かうとする行動に協力するよう期待したい。

酒宴がひんばんに実施され、極めて危険な状況にある。われわれは、米ソ両国に、防衛費を削減するとともにアジア・太平洋地域の平和と発展のために積極的

進していくなかで、欧米諸国の流れに全く倣れをとっているのがアジア・太平洋地域である。アジア・太平洋地域には米ソ両国の多数の核兵器が配備され、軍事力機構を設置することを提案したい。

笑面席 佐藤六朗



原爆被爆者対策の概要

1. 基本的考え方

原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射線による健康障害という他の戦争犠牲者にはみられない「特別の犠牲」に着目して、いわゆる原爆二法により、医療の給付、手当の支給等の措置を講じている。

原爆二法

- ・原子爆弾被爆者の医療等に関する法律
- ・原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律

2. 被爆者

- 対象＝①当時の広島・長崎市内又は一定の隣接地域内において直接被爆した人
 ②2週間以内に爆心地から2kmの区域内に立ち入った人
 ③被爆者の救護等に従事した人
 ④当時これらの人の胎児であった人

被爆者数

356,488人

(平成元. 3. 31. 現在)

3. 対策の内容

(1) 医療等の給付(原爆医療法 昭和32年制定)

- 認定疾病医療(原爆放射能に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付)
- 一般疾病医療(認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給)
- 健康診断(全額国費で年2回実施(希望者にはさらに2回実施、うち1回はがん検査))

平成2年度予算額(案)

1,261.2億円

うち(1)医療費の給付

283.9億円

(2)給手当の支給

908.6億円

(3)その他

63.7億円

(2) 給手当の支給(原爆特別措置法 昭和43年制定)

- ※ 原 爆 特 別 手 当 (原子爆弾の放射能が原因で病氣やけがの状態のある人に支給)
- 特 別 手 当 (上記の病氣やけががなおった場合支給)
- 原子爆弾小頭症手当(原子爆弾の放射能が原因で小頭症の状態にある人に支給)
- 健康管理手当 (一定の障害がある人に支給)
- 保 健 手 当 (2km以内で直接被爆した人等に支給)
(身体障害者等の場合)
- 介 護 手 当 (障害のため身の回りの世話をする人を雇った場合に支給)
- 家族介護手当 (重度障害者で、家族に身の回りの世話を受けている場合に支給)
- 葬 祭 料 (被爆者が死亡した場合、葬祭を行う人に支給)

(注) ※をつけた手当には所得制限がある

支 給 額	受 給 者
(平成2年度)	(63年度末現在)
118,260円/月	1,963人
43,580円/月	1,699人
40,720円/月	26人
29,050円/月	229,967人
14,530円/月	21,079人
29,050円/月	2,281人
40,500円/月 以内	4,505件/年
12,380円/月	23,538件/年
130,000円/月	6,353件/年

(3) その他(予算措置による)

- 原爆被爆者家庭奉仕員派遣事業(奉仕員21名)、原爆被爆者相談事業(相談員18名)
- 原爆病院(2か所)、原爆看護ホーム(4か所)の施設・設備整備、運営に対する補助等
- 慰霊式への補助、遺族の招待
- 原爆被爆者健康管理施設の施設・設備整備に対する補助
- 調査研究(放射線影響研究所に対する補助等)
- 多数の被爆者老人を抱えている地方公共団体の医療費負担の緩和
(老人保健事業推進費等補助金を交付)

原子爆弾被爆者対策について

①原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和32年法律第41号)

①原爆医療法による対策

健康診断の実施(法第4条)

- 年4回
- 定期2回
- 希望2回

一般検査の結果更に精密検査を必要とする者について、精密検査を実施
希望2回のうち1回については、被爆者の申請により実施

原爆疾病医療の給付(法第7条)

医療機関の指定(厚生大臣法第9条)

一般疾病医療の支給(法第14条の2)

一般疾病医療機関の指定

(都道府県知事、法第14条の3)

【他予算措置として、老人保健医療一部負担金に相当する額を支給】

被爆者の定義

法第2条

被爆者数

356,488人(元、3.31現在)

1号：市内又は一定の隣接地域内で直爆

2号：2週間以内に2キロ以内に入市

認定患者(厚生大臣の認定を受けた者)

3号：その他身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

4号：上記被爆者の胎児

1号、4号のうち2キロ以内の直爆者

②原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和43年法律第53号)

②原爆特別措置法による対策

医療特別手当の支給(法第2条)

現に認定疾病の状態にある者

特別手当の支給(法第3条)

認定疾病の状態に該当しない者

原子爆弾小頭症手当の支給(法第4条の2)

原子の放射能の影響による小頭症の患者

健康管理手当の支給(法第5条)

省令第20条の1障害を伴う疾病にかかっている者、但し、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当受給者を除く

保健手当の支給(法第5条の2)

爆心地より2キロ以内の住者及びその者の胎児

身体上の障害のある者、身寄りのない身居宅の老人

但し、医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当及び健康管理手当受給者を除く

介護手当の支給(法第8条)

日額1,970円に10月に費用を支出し介護を受け、1日数を乗じた額(但し39,400円を越えたら39,400円とす。)

家族介護手当の支給(法第8条)

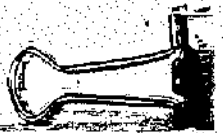
重度の障害者家族の介護を受けようとする者

葬祭料の支給(法第9条の2)

被爆者が死亡したとき葬祭を行う者

(注)葬祭料手当については、所得税額798,000円以下の者に支給

- (4月~)月額112,800円
- (10月~)月額115,600円
- (4月~)月額41,600円
- (10月~)月額42,600円
- (4月~)月額38,800円
- (10月~)月額39,800円
- (4月~)月額27,700円
- (10月~)月額28,400円
- (4月~)月額13,900円
- (10月~)月額14,200円
- (4月~)月額27,700円
- (10月~)月額28,400円
- (4月~)月額39,400円以内
- (4月~)月額14,800円
- (10月~)月額12,100円
- 127,000円



1 原爆被爆者対策

原爆被爆者対策については、被爆者の高齢化に伴う保健・福祉に関するニーズに対応するため、各種施策の充実・強化を図る。

事 項	昭和63年度 予 算 額	平成元年度 内 示 額	差 引 増△減額	備 考
原爆被爆者対策	百万円 116,940	百万円 121,936	百万円 4,996	
1. 原爆被爆者医療費	24,300	24,877	577	
2. 原爆被爆者健康診断費	2,837	3,407	570	
3. 原爆被爆者諸手当等	84,166	87,538	3,372	1. 手当額の引上げ ア. 医療特別手当 (63年度) (元年4月～) (元年10月～) 月額 112,000円→112,800円→115,600円 イ. 特別手当 月額 41,300円→41,500円→42,600円 ウ. 原子爆弾小児症手当 月額 38,500円→38,800円→39,600円 エ. 健康管理手当 月額 27,500円→27,700円→28,400円 オ. 保健手当 月額 13,800円→13,900円→14,200円 (増額分) 月額 27,500円→27,700円→28,400円 カ. 介護手当 月額38,600円以内→39,400円以内 キ. 家族介護手当 月額 11,700円→11,800円→12,100円 ク. 遺族料 119,000円→127,000円 2. 所得制限、支給率維持(96%)
4. 調査研究等	2,200	2,392	192	
5. 原爆被爆者保健福祉施設運営費等	1,437	1,571	134	原爆被爆者家庭奉仕員派遣費 1/3 → 1/2
6. 老人保健事業推進費等補助金(原爆分)	2,000	2,150	150	
7. 保健衛生施設等整備	-	-	-	⑧ 長崎市原爆被爆者健康管理センターの施設整備 ⑨ 広島市原爆被爆者健康管理施設の設備整備

2/1882

3. 実施状況 (在南米)

回数	実施期間	健診地区	健診数	健診団	備考
第1回	昭60.10.21) 昭60.11.7	ブラジル	1 1 5	7	
		アルゼンチン	1 5		
		パラグアイ	3		
		計	1 3 3		
第2回	昭61.10.9) 昭61.10.31	ブラジル	1 0 4	6	
		アルゼンチン	1 1		
		パラグアイ	4		
		ボリビア	3		
第3回	昭63.10.17) 昭63.11.4	ペルー	4	5	
		ブラジル	1 0 0		
		アルゼンチン	6		
		パラグアイ	4		
		ボリビア	4		
		ペルー	4		
		計	1 1 8		

健診相違

(外-内
昭60
昭61-昭63)

1 1 原爆養護ホームの現況

(1) 広島

名 称	舟 入 む つ り 園	神田山やすらぎ園
所 在 地	広島市中区舟入幸町	広島市東区牛田新町
設置主体	広島県・広島市	広島県・広島市
運営主体	(財)広島原爆被爆者援護事業団	(財)広島原爆被爆者 援護事業団
区 分	一般養護ホーム・特別養護ホーム	特別養護ホーム
定 員	150人 100人	100人
開設年月日	昭和45年4月	昭和57年6月
平成元年度	千円 千円	千円
運 営 費	183,215 206,234	205,419
(国庫補助)	(146,572)(164,987)	(164,335)

(2) 長崎

名 称	恵の丘長崎原爆養護ホーム	原爆被爆者特別養護ホ ーム「かめだけ」
所 在 地	長崎県三ツ山町	長崎県西彼杵郡西彼町
設置主体	長崎県・長崎市	長崎県・長崎市
運営主体	社会福祉法人純心聖母会	(財)被爆者福祉会
区 分	一般養護ホーム・特別養護ホーム	特別養護ホーム
定 員	150人 200人	50人
開設年月日	昭和45年4月	昭和55年7月
平成元年度	千円 千円	千円
運 営 費	206,776 443,643	145,712
(国庫補助)	(165,420)(354,914)	(116,569)